

大阪府立生野聴覚支援学校生徒徒事故裁判の支援運動について

4月25日(月)に大阪地方裁判所にて、大阪府立生野聴覚支援学校生徒徒事故の第12回公判が行われました。当協会より5名が傍聴しました。

今回は、ろう者の松田峻弁護士より口頭にて意見陳述がありました。

ポイントは二つあり、一つ目は、近年の技術の発展により、音声認識アプリを使用し、若くは聴覚障害者が増えていること、働く環境が向上していること。

二つ目は、聴覚障害者の働く環境は向上しているにもかかわらず、環境の悪かった過去のデータから安優香さんの未来を決めてしまっていること、のなのか、ということ。

今も根強く残る障害者差別と男女差別を引き合いに出し、同様の事が言えるのではないかと陳述されています。

また、アメリカでは平成2年からADA法が制定され、合理的配慮の義務化がなされていますが、日本は平成28年

に障害者雇用促進法改正で合理的配慮の提供義務がやっと規定されたばかりで、昇進できる聴覚障害者は少ない状況であることを説明されました。

終わりに、優生保護法裁判についても触れ、高裁で「差別のない社会づくりは社会全体の責任」と裁判長が述べていたように、裁判所も含めた社会全体の課題として「共生社会」を目指す責任があることを陳述していました。

次回公判日は未定です。この裁判が、障害のあるすべての人への尊厳をまもり、公正な判断で進められるよう、引き続き、判決が下されるまで署名のご協力をよろしくお願いたします。

※これまで集めた署名数(1次~4次)...

- 114, 549筆
紙署名 94, 974筆
電子署名19, 575筆

大阪府立生野聴覚支援学校生徒事故の公正な判決を求める要請署名

大阪地方裁判所 第15民事部 御中

悲しいことに、2018年2月1日、大阪府立生野聴覚支援学校小学5年生だった井出安優香さんが下校中、学校前の交差点で突っ込んできた重機にはねられて亡くなりました。

それから3年経ち、井出安優香さんの事故で心に傷を受けているご両親は、民事裁判で加害者と建設会社の被告側とたたかっています。被告側は「井出安優香さんが聴覚障害者であることを理由に逸失利益(生涯の収入見込み額)の基礎収入を、きこえる女性労働者の40パーセントとすべき」と主張してきたのを、「2018年当時の聴覚障害者の平均賃金(障害をもたない男女全体の平均賃金の6割)で算出する」と内容を変えてきました。これも井出安優香さんがひとりの人間として扱われていないという悲痛な差別を受けてご両親はさらに心に傷を受けています。また、被告側の主張は障害を持つ全ての人に對する侮辱です。

これは井出安優香さんだけの問題だけでなく、聴覚障害者を含めたすべての障害者はひとりの人間として扱われないという、優生思想ともみなされる差別で、当事者として腹立たしい行為です。この考えを撤回し、差別のない社会をつくるために公正な判決を強く求めます。

Table with 2 columns: 名前 (Name) and 住所 (Address). It contains five rows for signature collection.

※同じ住所でも最後まで正確にお書き下さい。「#」「同上」は無効です。
※すでに前回の署名に記入していただいた方は、再度記入しないでください。
※個人情報はこの目的以外には使用しません。

【集約先】
公益社団法人大阪聴力障害者協会
〒537-0025 大阪市東成区中道1-3-59
大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター3階

2021.10 第2版

【署名用紙の集約先】
公益社団法人大阪聴力障害者協会
〒537-0025
大阪市東成区中道1-3-59
大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター3階



大聴協ホームページ
大阪府立生野聴覚支援学校生徒徒事故裁判の支援運動について

